危機管理部

東北地方太平洋沖地震に係る県の対応について

1 被災地への支援

(1) 職員等の派遣

【終了】

緊急消防援助隊(272 部隊、1,064 人)、消防防災ヘリ「アルプス」、災害派遣医療チーム [DMAT] (15 チーム)、児童福祉司、児童心理司、ドクターヘリ、下水道技術者

【継続】

・被災地支援(県職員)	4/10~6/1	(延べ 12チーム 54名)
・医療救護班	3/16~	(延べ 86チーム 508名)
·保健師等	3/24 ~	(延べ 17チーム 75名)
・「心のケア」チーム	3/17~	(延べ 19チーム 88名)
・介護職員	5/28 ~	(延べ 1チーム 6名)
・スクールカウンセラー	5/9~	(21名)
・警察部隊	3/11 ~	(延べ 619名)

(2) 救援物資等の提供

・岩手県:7回 (大型トラック 23 台分)

・福島県:1回(軽トラック2台分)

・自衛隊へ依頼:73 t

・医薬品 145 品目、衛生材料 15 品目を石巻赤十字病院へ提供

(3) 義援金の受付

県庁及び合同庁舎に義援金募金箱を設置(5/23 現在 5,712 万円)

(4) 被災県への災害見舞金の贈呈

岩手県、宮城県、福島県に各300万円

茨城県、千葉県に各50万円、栃木県に30万円

2 避難者への支援

(1) 受入態勢

「東北地方太平洋沖地震の避難者受入方針」を決定。市町村、関係団体へ依頼(資料2-1)

- ・避難者受入支援チームを設置(3/18~)
- ・県内の受入可能施設及び受入状況(5/25 現在)

						公無	営 料	住 宅 施	等 設	旅 有	官・オ 料	マテノ 施	レ等 設	療	機	関	人 工 透 入 院	析施設外来	社会福祉施設
受		Σ	施	設	数			5	90			1,1	22			98	-	-	338
可	能	数	人	数(人)			6,6	62		2	24,8	98		1,2	28	50	200	1,065
受	λ	数	施	設	数			1	36			-				3	0	2	6
			人	数(人)			4	51			-				3	0	2	18

県全体の受入者数:993人

「信州安らぎの逗留村構想」を被災県に提案(4/12~13)(資料22)

- (2) 生活支援(被災者生活支援「信州絆」プロジェクト)(4/15)(資料23) 受入市町村を管轄する保健福祉事務所に「避難者生活支援チーム」を設置
- (3) 就学支援
 - ・弾力的な対応により、被災地域の児童生徒の就学機会を確保(受入数:5/1 現在 140 名)
 - ・避難者に対して、県立長野図書館の図書の貸出を開始
- (4) 就労支援

緊急雇用創出事業の「震災対応事業」を活用し、避難者の就労機会を確保(資料24)

- 3 福島第一原子力発電所の事故に係る対応
 - (1) 放射線対策

放射線相談電話の開設(5/22 現在 相談件数 1,682 件)

空間放射線量の測定(常時)

空間放射線量に係る情報を中国語など5言語で提供開始(3/18~)

水道水、降下物及び下水汚泥等の放射能濃度の測定

電力会社 (東京、中部、北陸) 各社へ、原子力発電所の安全対策を要請

(2) 健康対策

「こころの健康相談窓口」(精神保健福祉センター)設置

(3) 食料品の安全確保

「食品の安全に関する相談窓口」の設置(5/13 現在 相談件数 360件)

茨城県産ホウレンソウの検査(3/19)

県内産農林畜産物の検査(5/18 現在 実施数 13 回、37 検体)

農用地土壌の検査(5/18 現在 8箇所)

牧草の検査(5/18 現在 2 箇所)

(4) 農林業食品産業対策

農林畜産物の生産等に関する相談窓口の設置 (3/25~)(5/24 現在 相談件数 120件) 海外向け輸出食品等に関する証明書の発行 (4/1~)(5/24 現在 発行件数 37 社 82件)

(5) 工業製品対策

工業製品の放射線を測定する機器を発注(8月頃から測定開始予定)

4 産業支援

(1) 中小企業支援

経営への影響調査の実施(3/24 結果発表)

経済関係団体連絡会議の開催(3/24)

中小企業震災相談窓口を開設(5/24 現在 相談件数95件)

中小企業融資制度資金の拡充(4/1)

- ・経営健全化支援資金(特別経営安定対策)の貸付対象者を拡充
- ・東日本大震災復興支援資金を創設(5/23)

販路開拓支援の実施

- ・(財)長野県中小企業振興センター「マーケティング支援センター」において、情報収 集と受発注取引のマッチング等の販路開拓支援を実施
- 「がんばろう日本」被災企業応援デスクの設置(4/14)(資料25)
- (2) 「がんばろう日本!信州元気宣言」(4/15)(資料27)
- (3) 観光支援(上記(1)に掲げる支援に加え)

長野県の宿泊施設が行う「義援金プラン」の取組みを支援

「信州に泊ろう!キャンペーン」を延長(~5/15)

学習旅行が中止されないよう、関西圏・首都圏へ出向き正確な情報を伝達 (4/13,14,18)

高速道路会社、FDAとタイアップし誘客イベントを開催(5/3,21,22,27~29)

名古屋市で信州・長野県の物産と観光展を開催(6/3~8)

台湾、シンガポール、インドネシア、中国、韓国の旅行会社等を対象に招へい事業実施(5回) 中国大使館、駐新潟大韓民国総領事を訪問し、長野県への訪日観光へ協力要請(5/16)

5 県民との協働

- 「大規模地震の被災者の方々を支援する県民共同宣言」(3/18)(資料26)
- 「がんばろう日本!信州元気宣言」(4/15)(資料27)
- 「東日本大震災支援県民本部」を設置し、官民一体となった被災者支援を実施(資料28)

東北地方太平洋沖地震の被災者受け入れ方針

(平成23年3月21日)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災者の県内受け入れついては、3月18日に、東北地方太平洋沖地震長野県災害対策支援本部に「避難者受入支援チーム」を設置し、県営住宅への受け入れ及び電話による避難者の受入施設に関する情報提供を実施してきたが、今後の被災者の受け入れについては、被災者の状況に応じ、次のとおり対応することとする。

この業務の一環として、電話相談で受入先が決まらない避難者のための一時待避所を、長野県消防学校(長野市篠ノ井東福寺 2,375-1)に設置する(平成 23年3月22日)。

被災者の輸送が必要な場合は、(社)長野県バス協会に要請して輸送を行う。

1 避難者の短期的受け入れ(2以外の場合)

(1) 県の対応

今回の災害により住宅を失い、又は避難指示を受けて本県に避難してきた者に対し、長野県の保有する次の施設を、避難所として、当面2ヶ月の範囲内で提供する(平成23年3月22日受入開始)。

受け入れに当たっては、特に配慮を要する人(別紙参照)を優先する。

- ① 長野県職員センター (長野市中御所岡田 131-6)
- ② 長野県総合教育センター(塩尻市片岡南唐沢 6.342-4)

(2) 市町村への要請

県は、市町村に対し、その保有する施設を、県の対応に準じて、避難所と して設置するよう要請する。

当該施設の設置については、県への事前登録により、1人1日当たり 1,310円(食事付の場合)の範囲内で、県が費用を負担する。

(3) 企業の保養所など無償で提供の申し出があった施設への対応 県は、企業の保養所など県民から無償で提供する旨申し出があった施設を紹介する。

県は、この業務を進めるに当たっては、同様の活動を行う NPO 法人等の 民間団体との情報の共有に努める。

(4) 旅館・ホテル等への要請

県は、旅館・ホテル等の民間宿泊事業者に対し、通常料金よりも低額で避難者を受け入れてもらうよう要請し、要請に応じた施設の情報を、避難者に提供する。

2 被災自治体から災害救助法に基づく要請を受けた避難者の短期的受け入れ

(1) 公的施設による受け入れ

被災自治体から被災者受け入れの要請があった場合には、まず、1の(1) 又は(2)の取扱いと同様に、県又は市町村で対応する。

(2) 旅館・ホテル等を利用した避難所の設置

県又は市町村が、(1)により受け入れが困難な場合には、県は、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

旅館・ホテル等を借り上げる場合は、

- ① 一つの施設又は地域で30人程度以上の受入規模があり、
- ② 2ヶ月程度の受け入れが可能で、
- ③ 運営を当該市町村に委任すること

を条件とする。

当該避難所の設置については、1人1日当たり、素泊まり3,000円、 1泊3食5,000円(共に通常の利用料金を上限とする)を県が負担する。

3 中期的な避難者の受け入れ(6ヶ月から2年程度)

(1) 県営住宅等

当面の間、今回の災害の被災者で、①住宅を失った方 又は ②被災者で 避難指示を受けている方 を対象とし、それぞれ高齢者、障害者等の生活弱 者及びその家族を優先して受け入れる。

(2) 民間賃貸住宅

民間賃貸住宅への入居については、入居の際の媒介手数料を無料とする、 県と(社)長野県宅地建物取引業協会との「災害時応援協定」に基いて行う。

4 災害時に病院や福祉施設に入院、入所していた避難者の受け入れ

(1) 医療機関

傷病者の県内医療機関への受け入れについては、被災県からの要請に基づき、県が調整・支援を行う。

(2) 福祉施設~

高齢者、障害者等の要援護者の受け入れについては、被災県からの要請に基づき、県が受入人数、受入施設等の調整・支援を行う。

東日本大震災支援信州「安らぎの逗留村」構想

~被災地のコミュニティ再興へ向けて~ 長野県

長野県『凝難者受入支援デーム』 026-235-7284

長野県ホームベージ

http://www.pref.nagano.lg.jp/kikikan/23jishinjoho.htm 🔉

被災地の現状・被災者と首長の思い

〇被災地の現状

- ・ 今なお17万人以上の被災者が避難所生活
- ライフラインの復旧の遅れ、物資の不足
- ・仮設住宅の完成が長期化

O被災者と首長の思い

・被災者は、仕事、肉親等の行方不明者の搜索等の理由でできるだけ地元を離れた《ない》 変異のためにも、コミュニティを維持した。)。

被災地の復興のために何ができるか

これまでの支援

今後の支援

義援金の募集

被災地の復興と被災者の

・救援物資の提供 ____

共 _____ 生活再建支援

10tトラック 22台

・消防、救急、警察、医療 スタッフ等の派遣 『大規模地震の被災者の 方々を支援する県民共同 宣言』

宣言

被災地の復興・生活再建支援

- * 被災者をコミュニティ単位で一時的に受入れることにより、被災地の負荷を軽減し、復興を支援
- ⇒ 被災者に安らぎの場と時を提供し、復興への元気を 充電
- * 60ヘルツ圏の長野県への受入で電力需要の負荷の 軽減



信州に「安らぎの逗留村」を設置

被災自治体へ提供するプログラム

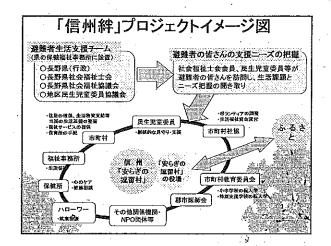
長野県は、被災地の復興と被災者の皆様の生活再建のために、 責任を持って安らぎの場を提供します。

『信州「安らぎの逗留村」構想』

- ◆コミュニティ単位での受入(500人~3,000人程度)
- ◆期間:原則2ヶ月程度とし、復興状況により延長も可
- ◆公共の保養施設、民間宿泊施設での一括受入
- ◆ 移動のためのバスの手配
- ◆ 災害救助法の避難所として指定し、費用については災害救助と による
- ・保育園、学校、介護・福祉支援、医療・健康支援、生活相談等パッケージで 官民協働地域を挙げて、避難住民をサポート
- ◆役場分室の設置支援
- ◆ふるさとと「安らぎの逗留村」を結ぶバスの運行(週ー回程度)

「信州絆」プロジェクト

- ・目 的:東日本大震災の避難者の生活サポート
- ·構成:長野県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉士 会、民生児童委員等で構成
- · 事務局: 長野県健康福祉部地域福祉課 長野県社会福祉協議会
- ・支援内容: 社会福祉士、民生児童委員等が、避難者を訪問し、個々の生活課題やニーズをお聞きし、課題解決のためのコーディネート、支援を実施し

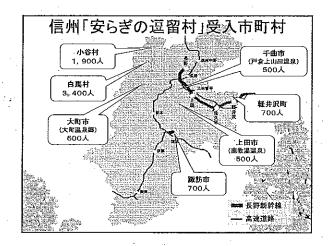


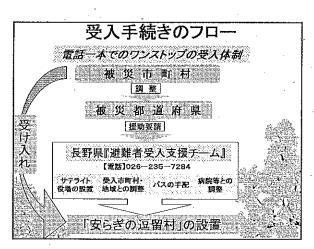
受け入れ可能地域

現在「安らぎの逗留村」設置の調整ができている地域は、下記のとおりです。

受入可能人数

- ・軽井沢町(700人程度)
- •上田市(鹿教湯温泉 500人程度)
- •諏訪市(700人程度)
- ・大町市(大町温泉郷 600人程度)
- ,白馬村(3, 400人程度)
- 小谷村(1,900人程度)
- 于曲市(戸倉上山田温泉 500人程度)





信州でゆっくりと疲れを癒してください

被災地の市町村長の皆様へ

このたびの大震災により甚大な被害を被られたことに、心 よりお見舞い申し上げます。

長野県では、県民を挙げて、被災者の皆さんを温か(信用 へお迎えします。

一時的に、「安らぎの逗留村」を設置して、コミュニデスを維持したままで、安らぎの場所と時間を提供し、皆念なに元気を充電して、再び故郷へ戻り、困難を克服し、地域の再建に立ち上がっていただきたいと考えております。

長野県知事 月 部 宝

被災者生活支援 「信州絆」プロジェクトについて

健康福祉部地域福祉課

【事業の目的】

「大規模地震の被災者の方々を支援する県民共同宣言」の理念に基づき、被災地の皆さんが一日も早く長野県での生活をスタートさせることができるよう、行政と民間が一体となって生活支援を行う。

【具体的な支援例】 ①支援の依頼・ 市町村等 被災避難者名簿の提供 被災者生活支援チーム (保健福祉事務所) 長野県社会福祉士会 2 依頼 (生活支援チームの立上げ) 被災者数に応じて派遣人数を調整。 ・保健福祉事務所内に生活支援チームを設 県内4地区に分けて会員を派遣。 **③派遣** 置する。(会議室等を活用し、事務スペ 会員数:766人 〇被災者の受入れ・ ースの確保等) 当面の生活基盤 ・支援コーディネーターとして、福祉課長、 社会福祉士会会員(1人)、県社協職員 の確保 **②依頼** 長野県社会福祉協議会 〇世帯状況の把握・ (1人) の3人を配置する。 被災避難者名簿 職員を派遣。(支援員8人) ③派遣 の作成 (二一ズの把握) ②依頼 地区民生児童委員協議会 派遣された社会福祉士会会員や民生児童 委員等が、避難先等を訪問し、個々の生 ③派遣 委員数:5,248人 活課題の聞き取りを行う。 \circ \circ ・相談援助を通じ、ニーズの把握を行う。 ④避難先等を訪問し、個別面接による二一ズ把握 及び必要な支援の検討 県内に避難された (支援の実施) ・社会福祉士会会員等からの報告をもと 被災者の方々 に、支援コーディネーターが市町村等と 連携し、具体的な支援につなげる。 ⑤ 個々のニーズに応じた地域の 支援ネットワークづくり 民生児童委員 継続的な見守り 市町村 住居の確保、生活物資 市町村社協 支給等当面の生活基盤 の整備 福祉事務所 ・福祉サービスの提供 ボランティアの調整 • 生活福祉資金貸付 • 生活保護 市町村教育委員会 保健所 ・小中学校の転入学 • 精神保健相談 特別支援学校の転入学 ⑥ 支援ネットワークに • 健康相談 郡市医師会 よる継続的支援 ハローワーク 就業相談 その他関係機関・NPO団体等



長野県(商工労働部)プレスリリース 平成23年(2011年)4月14日

東日本大震災の被災者の皆様に対して就労支援を行います

東日本大震災により被災した方々の就労の場を確保するため、緊急雇用創出基金を 活用した幅広い雇用創出事業を展開します。

1 東北の被災地から避難した方々に対する支援

震災に伴う緊急雇用創出事業の要件緩和により追加された「震災対応事業」を活用し、県 及び市町村において事業化を行い、県内に避難している被災者を雇用します。

【事業例】

- 〇農業法人等が農業労働者として雇用
- 〇市町村の臨時職員として雇用
- 〇被災児童受入れに伴う、受入事務や連絡調整事務を行う職員として雇用
- ○受入れ避難施設の運営・連絡調整員として雇用
- 〇里山保全のため、間伐や薪割などの従事者として雇用

【問合せ先】

商工労働部労働雇用課雇用対策係(電話026-235-7201)

2 長野県北部の地震で被災した栄村に対する支援

村内の求職者を雇用する復旧・復興事業への緊急雇用創出基金事業の活用を支援します。

【基金を活用した栄材の事業計画】

〇村臨時職員の直接雇用 15名程度

(児童生徒輸送バス運転業務、住宅対策業務、災害復旧業務、ごみ処理業務等)

【問合せ先】

栄村役場 商工観光課 (電話 0269-87-3333 又は 0269-87-3111)

商工労働部 労働雇用課 雇用対策係

(課長)吉澤 猛 (担当)楠 昭彦、<u>酒井雅紀</u>

電 話:026-235-7201 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2478

FAX: 026-235-7327

E-mail: rodokoyo@pref.nagano.jp

「がんばろう日本」被災企業応援デスクの設置

商工労働部 (産業政策課)

1目的

東日本大震災の被害を受けた企業の生産活動の復興を応援するため、一元的な総合窓口を 設置し、運転資金の融資から従業員の就労相談まであらゆる悩みに対応し、被災企業の再生 を支援します。

2 対象企業

東日本大震災の被害を受けたすべての企業(計画停電の影響企業を含む)

3 相談窓口の設置

- (1)「がんばろう日本」被災企業応援デスク(相談窓口・仮称)の設置 (商工労働部内)
 - (ア) 相談専用電話 026-235-7416
 - (イ) 設置期間 平成23年4月14日(木)から当面の間
 - (ウ) 受付時間 平日 8:30~17:15

「中小企業震災相談窓口」は、主として県内企業向けに継続設置 設置場所 商工労働部、各地方事務所、工業技術総合センター、 側長野県中小企業振興センター

相談件数 81件 (3/17~5/6)

(2) 相談内容及び提供情報

- (ア) 資 金 相 談 設備及び運転資金の融資斡旋
- (イ) 技 術 情 報 県内企業の技術力や設備の紹介、企業間の生産協力等の仲介
- (ウ) 雇 用 情 報 雇用情報、各種助成金制度の紹介(長野労働局との連携)
- (エ) 立 地 情 報 県及び市町村の産業団地、空き工場、インキュベータ施設
- (オ) 生 活 情 報 従業員の住宅及び周辺の学校、医療機関情報 (県避難者受入支援チームと連携)

(3) バックアップ機関

地方事務所、県外事務所、工業技術総合センター、側長野県中小企業振興センター、テクノ財団等

大規模地震の被災者の方々を支援する県民共同宣言

東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられた大勢の方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、 長野県北部の地震・東北地方太平洋沖地震で被災をされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、今なお 余震が続く被災地において、生命を賭して、被災者の救出、災害の復旧のために、日夜懸命な活動をされている 皆様のご尽力に対して、深甚なる敬意を表します。

長野県北部の地震で大きな被害を受けた長野県栄村では、今なお村の人口の約7割に相当する1,600人の村民の皆さんが雪が降る中、狭い避難所での不便な避難生活を強いられており、多くの県民の皆さんから温かい義援金や救援物資が寄せられています。県でも、食料等の支援、義援金の募集、保健師等の派遣、インフラの復旧や仮設住宅の建設等の支援を行ってきており、私達も、力を合わせて、被災者の皆さんの一刻も早い生活の再建に全力を挙げて支援を行っております。

今なお被害の全容が把握できない、我が国がかつて経験したことのない広範で、未曾有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震からの復興への道のりは、決して平坦なものではなく、遠く厳しいものが予想されます。しかし、被災者の皆さんは決して孤独ではなく、多くの同胞や世界中の人々が心より皆さんのことを想い、応援していることを忘れないでください。遠く離れていても、私達長野県民の心は、被災された皆さんとともにあります。私達は、皆さんとともに、総力を挙げてこの難局を乗越えていく決意です。

被災者を皆で支援し、復興を遂げることができるかどうかは、日本社会が変容し、人や地域の絆が失われる中で、私達日本人が守り伝えてきた『支え合いの文化』を再び取り戻し、新しい時代への扉を拓くことができるかの試金石になると考えます。

長野県は、長野オリンピック、長野パラリンピックを開催し、世界中からの人々をホスピタリテイあふれるおもてなしでお迎えした歴史があります。オリンピック、パラリンピックの開催を契機に、ボランテイア文化が根付き、阪神・淡路大震災、中越沖地震等でも多数の県民、企業、NPOがボランテイア活動を行いました。

これまで、私達は、被災地へ、救急、医療、警察等の専門スタッフを派遣するとともに、義援金や救援物資をお送りし、被災された皆さんを支援してきましたが、30万人を超える被災者が今なお苦しい避難生活を余儀なくされている状況に鑑み、行政、経済界、労働界等一体となって、被災地の皆さんを信州へ温かくお迎えし、公営住宅や民間宿泊施設等も活用しながら、一日も早い暮らしの再建を県民を挙げてお手伝いをしたいと考えております。

私達長野県民のこうした思いが被災地の皆さんに頑張る勇気を届け、日本社会全体にプラスのエネルギー循環をもたらすことで、明日への希望の灯をともし、国難ともいうべき大震災の危機を乗越えて、被災地が一日も早く復興されることを切に願います。

平成23年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県市長会長 山田勝文

長野県町村会長 藤原忠彦

連合長野会長 近藤光

長野県経営者協会会長 山浦愛幸

長野県中小企業団体中央会会長 星 沢 哲 也

長野県商工会議所連合会会長 加藤久雄長野県商工会連合会会長 佐藤 惇

長野県農協中央会・各連合会会長 茂 木 与

がんばろう日本!信州元気宣言

~信州を元気に!元気な信州が被災地を応援します~

このたびの未曾有の大災害により、日本はかつてない窮地に立たされています。 長野県でも、北部の栄村などが被害を受けましたが、東北地方では、多くの産業 基盤が失われ、その影響は、日本全国に及んでいます。経済的には、電力不足に 悩む首都圏を含め、日本全体が被災地という状況です。

このような中で私たちがなすべきことは、被災地のため、日本のために、積極的に経済活動を進めることではないでしょうか。被災地に思いを寄せることは大切ですが、そのことによって経済全体が萎縮しては、逆効果になってしまいます。東北地方の酒屋さんは、花見を自粛するよりも、花見をやって東北の酒を飲んで欲しいと語っています。私たちの務めは、自粛で消費を控えることではなく、例えば「栄村産」や「東北産」を積極的に購入したり、被災地にあっても元気な観光地を訪れたりすることなど、経済活動をこれまで以上に活発にすることです。

長野県の観光地は、元気にお客様をお迎えできます。県内のほとんどの観光地は、地震の影響もなく、計画停電の心配もありません。放射能の影響も、空気、水、食べ物のすべてにわたって安全性が確認されています。観光には、人を元気にする力があります。長野県は、観光立県として、被災者の皆さんを含めて多くのお客様をお迎えし、長野の元気で被災地を応援したいと考えています。

今回の震災で私たちに求められていることは、一人ひとりが復興のためにできることを、それぞれの立場で実践することです。小さな力は、やがて大きな力になって、日本全体に広がります。信州を元気に! 元気な信州が、被災地の復興を応援します。

平成 23 年 4 月 15 日

長 野 県 知 事 阿 部 守 一

一人ひとりの元気な活動で被災地を応援しよう!

県として次のことに取り組みます

- 〇 長野県の観光地は、安全であることをPRします。
- 〇 ボランティア活動が積極的に行われるよう、支援します。
- 関係機関に自粛をしないよう、協力を求めます。
- 〇 政府に対しても、地域産業の活性化策を要請します。
- 〇 職員も率先して、被災地の産品を購入したり、県内旅行を行います。
- 学習旅行が中止されないよう、各県に出向いて正しい情報を伝えます。
- 夏場に向けて、長期休暇を利用した滞在型観光のキャンペーンを 実施します。

企業・団体の皆さんへのお願い

- 例年の各種行事やイベントを予定通り実施してください。
- 宿泊施設の皆さんは、宿泊義援金プランを造成してください。
- 農産物直売所やスーパーの皆さんは、「栄村産」や「東北産」の農 産物の販売を積極的に検討してください。
- 売上げの一部を義援金に充てる寄付金付商品等を企画してください。

県民の皆さんへのお願い

- 〇 お花見や旅行、レジャーを自粛することなく、積極的に楽しみましょう。
- 〇 義援金付商品の購入や、サービスの利用を積極的に行いましょう。
- 県外の人には、長野県の正しい情報を伝えましょう。
- 県外からのお客様を温かくもてなしましょう。
- 一人ひとりの元気な活動が、長野県を元気にし、そして日本を元気に することにつながります。できることから始めましょう。

「がんばろう日本!信州元気宣言」を受けての当面の取組について

長野県観光部

- 1 「がんばろう日本!信州元気宣言」の発信
 - 〇 栄村や東北地方、首都圏の被災地・被災者を応援することのほか、安全宣言としての趣旨も 含めて発信(4月15日)
 - 宣言が広く浸透するように、業界団体・観光事業者や旅行業協会などへ働きかけ(4月 15日・18日)
- 2 **長野県内宿泊施設の義援金プラン**を広く紹介(4月15日~5月15日)
- 3 「信州に泊まろう!キャンペーン」を延長(4月30日までを5月15日までに)
- 4 観光庁及び国土交通省に対し、東日本大震災復興に向けての観光振興策の強力な推進について 要請
 - 観光需要を喚起する経済対策の実施による復興支援
 - 海外インバウンドにおける風評被害対策
 - 夏の電力需要分散化に向けた長期滞在型旅行等の推進
 - 長距離列車やローカル線の維持
 - 災害救助法による旅館・ホテルを利用した被災者受入れ
 - 観光事業者を対象とした新たな金融支援制度の創設
- 5 **学習旅行**が中止されないように、関西圏・首都圏の都府県教育委員会・旅行会社へ出向き、正しい情報を伝え、学習旅行の誘致を促進(4月13・14日及び18日 学習旅行誘致推進協議会)
- 6 NHKドラマ小説「おひさま」関係地域と共同で、首都圏、中京圏及び関西圏の旅行会社を対象とした招へい事業を実施(4月27・28日 信州・長野県観光協会)
- 7 旅行商品造成説明会を、従来の首都圏に加え、中京圏及び関西圏でも実施(5月12日及び19・ 20日 信州・長野県観光協会)
- 8 **台湾主要旅行・メディア訪問団**に対する諏訪市・伊那市の観光PR(4月16・17日 信州・長野県観光協会)



長野県 (観光部)

(社)信州・長野県観光協会プレスリリース平成23年(2011年)4月15日

信州を元気に がんばろう日本! 長野県の宿は、震災復興支援宿泊プランで被災地を応援します。

長野県内の多くの宿泊施設では、宿泊代金の一部を、東日本大震災で被災された皆様への義援金とする宿泊プランの提供を行っております。長野県ではこうした民間の取組を支援します。

1 県の取組内容

- (1) 長野県旅館ホテル組合会、長野県ペンション振興協議会に呼びかけて「義援金プラン」を造成して被災地を応援する運動を推進する。
- (2) 長野県公式観光ウェブサイト「さわやか信州旅.net」に、取組を紹介するページを掲載し、「義援金プラン」を扱うネットエージェント等へリンクさせる。
- (3) 「じゃらん」のトップページに長野県の宿泊施設の「義援金プラン」ページへのリンクボタンを掲載(4/28~5/15)する。
- (4) 「楽天トラベル」のメールマガジン(4/19配信:60万通)で、当該サイトに掲載される長野県の宿泊施設の「義援金プラン」を紹介する
- 2 震災復興支援宿泊プランの登録状況(4/13 現在)

(1) じゃらん

51 施設:346プラン

(2) 楽天トラベル 154 施設

3. その他

県公式観光ウェブサイト『さわやか信州旅.net』 (http://www.nagano-tabi.net)

じゃらんの長野県の宿泊施設の「義援金プラン」ページ

(http://www.jalan.net/uw/uwp1400/uww1400.do?distCd=05&ssc=59373&searchModeTab=2)

楽天トラベルの長野県の宿泊施設の「義援金プラン」ページ

(http://web. travel. rakuten. co. jp/portal/my/search_undecided, main?f_cd=02&f_dai=japan&f_shou=&f_sai=&f_teikei=:JPheart&f-hyoii=30&f_page_style=&f_chu=nagano

長野県観光部観光振興課

(課長) 秋山優一(担当) 塩川吉郎 小澤勝

電 話:026-235-7254 (直通)

FAX: 026-235-7257

E-mail: kankoshin@pref.nagano.lg.jp

(社) 信州,長野県観光協会

担当:小林弘幸(企画広報室長)

電話:026-234-7200 (直通)

FAX: 026-232-3233

E-mail:kouhou@nagano-tabi.net



東日本大震災支援県民本部 の設置について

~支え合い、県民の思いをつなぐ 官民協働プロジェクト~

県民本部の目的

被災者・被災地(※)を長野県挙げて応援するための官民協働の支援プロジェクト

- 「被災者の皆さんを支援したい」、「被災地の復興のために何かをしたい」という県民の皆さんの温かい思いを受け止め、被災者・被災地とつなぐ。
- o 被災者の皆さんの思いを尊重して、未曾有の震災からの 復興を長野県挙げて応援する。

そのため、官民協働のボランティア支援プロジェ クトを実施する。

※ 対象: 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の 被災者・被災地



県民本部の役割

被災者・被災地のニーズと県民の思い・ 活動をつなぐ

- o 震災、ボランティア情報の収集、共有、発信 国・自治体を通じた被災地の情報、ボランティア情報にとど まらず、民間の団体や県民が把握、提供する情報も収集し、 ボランティアに参加しようとする団体、個人が共有できるよ うホームページ等で発信する。
- o 県民の思いを受け止め、つなぐ 県民の皆さんが被災者・被災地のために行おうとする活動や 提案を受け止め、被災者、被災地のニーズとマッチングでき るようにつなぐ。



※ 界民本部は、事業の実施主体ではなく、 事業実施者と被災者、ボランティアを結ぶ 連絡調整、コーディネート機能を担う。



活動内容

官民恊働のプロジェクトなので・・・ 県民や団体が、それぞれの得意分野で機動的 に活動することにより、行政による対応の枠 組みを超えて

- ・よりきめ細やかに
- ・より柔軟に
- ・より温もりのある

被災者・被災地支援を行う。

具体的には・・・



◇ 情報の収集、発信

- 〇 国・自治体を通じた被災地情報、ボランティア情報
- ・県危機管理部と連携し情報共有
- 〇 民間の団体や県民が把握した情報
- ・ボランティア活動等を通じ被災地に入った人だちが 現地で得た情報や支援ニーズ
- ・長野県内に避難した人たちを支援している団体や 県民が感じている支援ニーズ etc.
- * 電話、ファックス、電子メール等による 情報提供を呼びかけ
- * ホームページでの情報発信
- * ツイッターでの情報発信
- * 県民、団体等からの問合せへの対応



「被災者・被災地のために何かしたい!」

- ◇ 県民の思いを受け止め、つなぐ
 - ○「被災者・被災地のために活動したい」という思い 県民の皆さんや企業、団体から「被災地でボランティア活動 をしたい」、「避難されている方の支援をしたい」、「ホー ムステイを受け入れたい」などのお申し出を受け、 ボランティアを求めている被災地自治体やお申し出内容に合 致する支援活動を行う団体などとつなぐ。 それに当たっては、県危機管理部、県及び市町村の社会福祉 協議会等とも連絡・調整しながら進める。
 - ○「こんな取組みが必要ではないか」というご提案 被災者、被災地のために「こんな取組みが必要ではないか」 というご提案に対し、その取組みを実施している団体を ご紹介したり、県や関係団体に検討を依頼したりする。

たとえば。こんな活動が始まっています。



ロ 児童・生徒に対する疎開支援

ル里・生体に、対 9 の呼間又接 長野県内の医療関係者や経営者、大学関係者などが中心に なり、東日本大震災の被災地から子どもたちを受け入れ、 就学・生活支援を行うための「一校ひとくみ:ながの」準備 委員会を立ち上げて、取組みの準備を進めています。

この取組みでは、

- ・被災地から小中学校就学児童・生徒をホームステイで受け 入れるごとが可能な家庭の募集
- ・児童・生徒と受入家庭とのマッチング
- ・1クラス又はそれに準じた人数の児童・生徒を一つの学校 で受入れ
- ・教師、学生ボランティアによる子どもの心のケア などを行うことを計画しています。

ロ ノウハウを活かした支援活動

白馬村を拠点に雪崩事故防止、山岳遠離防止対策等の活動を行っているNPO法人「ACT」は、そのノウハウを活かし、岩手県での被災地支援活動に参加しています。これまで釜石市への支援物資の輸送を行ったほか、大槌町で自衛隊等とともに遺体捜索活動を実施しました。遺体捜索においては、自衛隊員からもACTの捜索手法が参考にされるなど真価を発揮しています。

□ 被災地でラーメンを提供

成及地でレンタンを記れています。 長野県内の約40のラーメン店でつくる「信州麺友会」は、被災地に出向いてラーメンを提供する取組みを行っています。 宮城県気仙沼市へ移跡販売車で駆けつけ、遊難所の小学校で約800杯のラーメンを配ったほか、下水内郡栄村では週1回のペースで温かいラーメンをふるまっています。 (平成23年3月23日 信濃毎日新聞)

◇ 県民本部の活動の紹介

県民本部の活動を応援する報道機関が、テレビ、 ラジオ、新聞紙面を通じて、県民本部の活動を 広く紹介し、より多くの県民の参加促進を図る。

発 起 人 等

- 口 発 起 人 阿部守一(長野県知事)、母袋創一(長野県市長会長)、 藤原忠彦(長野県町村会長)、近藤光(連合長野会長)、 山浦寮幸(長野県町村会長)、加藤久雄(長野県南工会議所連合会会長)、佐藤惇(長野県南工会連合会会長)、茂木守(長野県農協中央会・各連合会会長)、唐沢彦三(長野県社会福祉協議会会長)、山田千代子(長野県トワーセンター代表理事)、茅野寅(ボランティア団体「みんな家族」代表)、小坂壮太郎(信濃毎日新聞社社長)、北村街(NHK長野放送局長)、田幸淳男(信越放送社長)、相崎由松(長野放送社長)、舞渕曻(テレビ信州社長)、菊地跋一(長野朝日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、菊地城一(長野利日放送社長)、
- 県民本部の運営資金経済団体、農業団体等に資金提供を要請

県民本部の組織

□ 県民本部 運営委員長:内山二郎

運営委員会

【事務局】

事務局長 菊池明弘 事務局及 菊池明弘 事務局及 根橋美津人 事務局員 2名 加えてボランティアも参加

- * 運営委員会は、災害支援活動団体、ボランティア団体、 学識経験者、県民本部事務局構成団体、長野県で構成
- * このほか随時、関係団体・市民団体等が集まり、情報 交換、運営検討等を行う。
- 〇 事務機器

単初域的 電話、ファックス、パソコン、コピー機等

設置の時期・場所

- ◇ 設置時期 平成23年4月20日(水) ソフトオープン後、順次体制を整備
- ◇場所

県庁西庁舎3階(302号会議室)に設置